

自治会・回覧

会員各位

平成30年11月
生活環境部

■ 交差点での一時停止を守りましょう!

<一時停止違反は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失罰あり)>

信号機のない交差点を通過する場合、一時停止標識があれば停止線の前で完全に停止して、左右を確認することが原則です。

秋も深まり、夜明けが遅く、日没が早くなる時期となりました。

いつもの出勤時間、いつもの帰宅時間で車を走らせていても、知らず知らずのうちに歩行者の確認がしづらくなってきているのです。

師走ももうすぐ、忙しい時期になり道路の渋滞も長くなっていきます。

だからこそ、いつもより気持ちと時間に余裕を持って出発し、慌てずしっかりと一時停止を行い、確実な左右確認で安全運転を心がけましょう!

